

平成16年11月9日

三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

第8回畜産企画部会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 委員の出欠状況について	1
3 . 資料説明等	1
4 . 意見交換	1 8
5 . 閉 会	3 1

開 会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第8回畜産企画部会を開催させていただきます。

早速でございますけれども、本日配布しております資料の確認をさせていただきたいと存じます。数が多ございますが、それぞれ資料の右肩に番号が付しておりますので、御確認いただければと思います。

資料1の議事次第から始まりまして、資料2、資料3。資料4は分冊で資料4-1と4-2でございます。そして、資料5。資料5の中に5-1から5-4まで一緒に綴じておるかと思えます。それから、資料6。資料6の関連の参考資料ということで、別冊で付けております。資料一覧の方には掲載をございませんが、参考資料ということで、資料6の関係の分ですね。それから、資料7と資料8。資料8に関連して、資料8参考資料をつけてございます。その他参考資料といたしまして、参考資料1から2、3と、以上でございます。

不備があれば、お申し付けいただければと存じますが、よろしゅうございましょうか。

それから、これまでと同様ですが、本日は委員各位の御議論の便宜に資していただくために、皆様のお足元に、これまでの部会の主要なファイルをファイルにして準備してございますので、審議に際しまして適宜御参照いただければと存じます。

また、その資料に関連しましては、この部会の終了後、次回会合まで事務局で保管させていただきます。次回の会合で改めて今回の資料も追加した形で御用意させていただくこととしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、生源寺部会長、よろしく願いいたします。

生源寺部会長 本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席いただきまして、どうもありがとうございました。御礼を申し上げます。

委員の出欠状況について

生源寺部会長 議事に入ります前に、事務局から本日の出欠の状況について御報告をお願いいたします。

清家畜産企画課長 本日の出欠状況でございますが、遠藤委員、神田委員、千葉委員、永野委員、平井委員、矢坂委員、吉田委員、阿部委員、伊藤委員、高橋委員、富樫委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるということでございます。

以上でございます。

資料説明等

生源寺部会長 事務局から、本日用意されております資料について御説明をいただいた後、委員の皆様から、本日は幾つかのテーマごとに時間を区切りまして、御意見、御質問等を御自由にいただく形で進めてまいりたいと思えます。

なお、本日の閉会時刻でございますが、3時45分を目途としておりますので、あらか

じめ御承知おきいただきたいと思います。

資料3の「第7回畜産企画部会における意見の概要」及び資料4の「第22回食料・農業・農村政策審議会企画部会報告の概要」について、畜産総合推進室長に御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。私の方から、資料3並びに資料4-1及び資料4-2につきまして御説明をさせていただきます。

まず資料3でございます。こちらにつきましては、前回、10月5日に行われました第7回畜産企画部会における御意見の概要につきまして、主要論点ごとに整理をさせていただいたものでございます。内容につきましては適宜、御参照いただければと思います。

続きまして、資料4-1でございます。資料4-1につきましては、前回の畜産企画部会におきまして生源寺部会長からもお話がございましたとおり、去る10月29日に開催されました食料・農業・農村政策審議会、通称本審の企画部会におきまして、農水省側から畜産企画部会における主要な検討状況について御報告をさせていただいたものでございます。その際に使いました資料が資料4-1でございまして、その際にいただきました御意見の概要が資料4-2としてまとめさせていただいているところでございます。

資料4-1、簡単にポイントだけ御説明いたします。1ページ、2ページで畜産について構造改革が他の作物に比べ進展しているという点について御紹介させていただき、3ページ目では畜種別に講じられている経営安定対策につきまして、適宜見直しを実施していること、4ページ目で、財政負担の割合につきまして、小麦あるいは大豆などに比べまして、総生産額に占める財政負担の割合は小さいということ。

それから、5ページ目以降で畜産を取り巻く個別の課題への対応ということで、5ページ目ですと、経営体質強化のための放牧による低コスト化、あるいは外部化によるゆとり、あるいは新技術による省力化といった方向で個別課題への対応を検討しているということ。

それから、6ページでございます。自給飼料基盤の確立の関係でございますが、食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立と、3つの観点から推進したいということ。その関連といたしまして、飼料自給率につきまして7ページに参考資料。

8ページ目にまいりまして、家畜排せつ物の適正管理、利用促進に関する事項。さらに、この関係でのコンプライアンスの関係を9ページ目で御報告いたしました。

それから、10ページ目でございますけれども、これまでの畜産企画部会の審議の状況並びに養豚問題懇談会の審議の状況を御報告いたしました。

さらに11ページでございます。下段の四角でございますけれども、こちら10月5日の畜産企画部会で御検討いただきました畜産における担い手の基本的考え方について御報告をいたしました。

12ページから14ページにかけては、畜種ごとの生産構造について御報告をし、最後、15ページから18ページでございます。経営安定対策のあり方につきまして、右側に見直しの方向と囲みまして、中身につきましては前回の畜産企画部会で御検討いただいた内容につきまして、制度の目的、さらに対象者について、制度の目的並びに中間論点整理の趣旨を踏まえて検討するという旨の御報告をいたしましたところでございます。16、17、18ページそれぞれ対策別に御報告をしたという内容でございます。

それから、資料4-2でございます。29日の畜産企画部会において、特に大きな点と

いたしまして、担い手として明確化すべき経営形態の考え方につきまして、大きく分けて3つほどの御意見が出されております。また、真ん中、経営安定対策の施策のあり方につきまして2点ほどの御意見、最後に飼料基盤に立脚した畜産経営の育成のための施策のあり方ということで、この観点から4点ほどの御意見が出されております。内容につきましては御参照いただければというふうに思っております。

資料3及び資料4につきましては以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料5 - 1「加工原料乳生産者補給金制度と計画生産の関係」から、資料5 - 3「集送乳路線の現状と今後の望ましい姿について」までを牛乳乳製品課長からお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の松島でございます。

前回の本部会で御質問がありました件につきまして資料を整理いたしましたので、簡潔に御説明したいと思います。資料5をお開けいただきます。2ページをお願いいたします。

前回、本部会で生乳の計画生産の位置付けにつきまして、また補給金制度と計画生産の関係について御質問がございました。2ページでは、第1点目の生乳の計画生産の基本的枠組みについて説明してございます。この上段の枠にございますように、昭和50年代に入りまして生産の伸びが需要を上回ったということで、生産者団体の自主的な取り組みとして54年度から計画生産が始まっております。その仕組みを図化しましたが、その下にございます。

簡単に御説明しますと、一番左に中央酪農会議とございます。これは生産者団体の中央団体でございますけれども、ここが毎年、生乳の需給見通しを基礎としまして、1年間の用途別の計画生産数量を決定いたします。その右にございますように、各指定団体に対しまして、それを前年の実績に応じて配分する。各指定団体では、配分された計画生産の範囲内で用途別出荷計画を作成いたしまして、さらにその下にございます県会員でございませうとか農協、最終的には生産者に数量を配分するという形で計画生産が行われています。

生産者は、配分された枠内で生産するわけでございますけれども、その結果を、同じことを逆にたどる形で、実績を把握いたしまして、最終的に左下にございますように、中央酪農会議が計画生産の実施状況を見まして配分枠を調整したり、超過や未達に対して措置を実施するという形で計画生産が成り立っている。こういう形で需要に応じた生産が確保されているということでございます。

3ページをお開けいただけますでしょうか。3ページ目が、計画生産と補給金制度はどういう関係にあるのかといったものを図で説明したものでございます。

図の中央に指定生乳生産者団体というところがございます。ここにございますように、加工原料乳補給金というのは、指定団体に生乳販売を委託した者に交付される仕組みになってございます。したがって、逆に申しますと、加工原料乳補給金の交付を受けるためには、指定団体に入りまして、計画生産にも参画することが条件という形になっております。

それに加えて、図の右上の国と書いてある下にございますように、毎年、加工原料乳補給金につきましては、補給金単価とあわせて、その補給金が交付される限度数量を、この審議会でも審議し決めていただいている。その右にございますように、これを各

指定団体に配分する際には、先程御説明しました指定団体が定める用途別出荷計画の中の加工原料乳の販売見込み数量を勘案して配分することになってございます。したがって、数量面でも計画生産と加工原料乳補給金制度が相互に整合性が取れるような形になっているということでございます。

加工原料乳補給金制度自体は加工原料乳に対する価格の不利性の補てんという仕組みでございますけれども、こういった仕組みを通じまして、生乳全体の需給の安定を図っているということでございます。

続きまして、2点目の御説明をしたいと思えます。ちょっと飛びまして、7ページをお開けいただけますでしょうか。前回、委員から「効率的な生乳流通のための広域需給調整システムとは具体的にどういうものか」という御質問がございました。左右で現状と望ましい姿という形で整理してございます。

左の現状を見ていただきますと、図にございますように、生乳の流通は生産段階、県段階の農協から指定団体、乳業メーカー、消費者という形になってございまして、その上に全国段階での生乳流通にかかわります全国連、具体的には全酪連とか全農というものが当たりますけれども、こういった仕組みになってございます。図の線が需給情報とか、または生乳取引を表わしてございます。

これを見ていただきますと、例えば県段階の会員と全国連が直接取り引きをしたり、県段階の会員がメーカーと直接取り引きするという形が現状でございます。そういったこともあって、必ずしも整合的な需給調整が行われていない。具体的に申しますと、需要が必要なところに生乳がちゃんと配られていない、また需要がないにもかかわらず配乳されるということで、需給のミスマッチが起こって、あるところでは余乳が発生したり、チャンスロスが発生したりという形で、いろいろな不都合が生じている。

こういったものを、この右にございますように、望ましい姿にするため、この関係者がすべて日々の需給情報を共有化するということが必要ではないかと思えます。さらに、指定団体間または全国連との間で連携を強化して、それに加えて県段階から指定団体への機能を集約化することによりまして、相互の連携を密にして、配乳を適切にコントロールする。そのことによって、余乳の発生なり、チャンスロスを抑制するという姿を広域需給調整システムと呼びまして、今後こういったものを作っていきたいと考えてございます。

8ページでございます。需給調整システムの中で余乳に着目して図化したものでございます。左下の図を見ていただきますと、現状では十分な需給情報が共有されていないため、酪農家から一度市乳工場に入ったものが、また余乳処理工場に行くという形で、コストが余分にかかったり、指定団体をまたぐ形で長距離の輸送でBからAに向けて余乳処理工場に余乳が配乳されるという形で、極めて非効率な形で余乳処理が行われている。

これを右にございますように、例えば拠点のクーラーステーションを設置しまして、効率的な配乳をするなり、また余乳処理工場についても整理して、効率的な余乳処理を行うという形を需給調整システムの一環として実現していきたいと考えてございます。

3点目でございます。10ページをお開けいただけますでしょうか。急いで恐縮でございます。前回と同様に、この部会で集送乳の合理化について、目標を設定して取り組んでいきたいということを御説明したところ、具体的にどういうことをするのかという御質問がございました。10ページも現状と望ましい姿という形で整理してございます。

まず現状について御説明します。図にございますように、現在は多くのところで県段階の会員が実質的に直接乳業メーカーと取り引きをし、配乳調整業務を実施しています。その理由として、例えば特定の乳業メーカーと特約的な取り引きということもあって、そういう形になっているわけにございますけれども、その結果、この図にございますように、錯綜した集送乳路線がある。こういったものを右の図のような形で合理化していくことによってコストを削減できるのではないかと思います。

具体的な手法としましては、指定団体が全体の配乳をコントロールする仕組みを作ること、さらに、大きなクーラーステーションの図がございましたけれども、こういった拠点的なクーラーステーションを整備して、配乳をコントロールする指定団体が乳業メーカーと需給情報を共有しながら一元的に管理をするという形で効率的な集送乳路線が構築できるのではないかと考えてございます。

具体的にどういうことをすれば効率的な集送乳路線ができるのかというのを整理したのが 11 ページの図にございます。細かい字で恐縮でございますけれども、この図の上段の中でゴシックで書いてある部分が具体的に行うべきことと、条件整備として行うべきこととでございます。

左側から順に御説明しますと、集送乳の合理化を進めていくためには、農協組織の合理化とかそういったことも不可欠でございますけれども、そのためには構成員である酪農家の理解と協力が必要だということで、まず集送乳経費の情報開示を指定団体にさせていただくことが必要です。

それから、中央にございますように、拠点となるクーラーステーションを整備して、集送乳路線の削減をすとか、また集送乳の合理化を図っていく上で乳質が均質化されていることが条件となりますので、そのために、ここにございます生乳検査体制の広域化をすとか、先程御説明した広域需給調整システムの構築といったことも、この合理化に役立つのではないかと考えます。

さらに、上にございますように、遠距離輸送などを見直していくためには、指定団体への配乳権の集約は前提条件でございますし、さらに上にございますように、乳代の地域間格差があると合理化が円滑に進まないものですから、集送乳経費と乳代のプール化といったものも必要です。

こういったさまざまな改善措置を講ずることによって、全体として集送乳の合理化が図られるのではないかと問題意識でございます。

以上でございます。

生源寺部会長 次に、同じく委員要求資料ということでございますけれども、資料 5 - 4 「品目横断的政策における飼料作物の位置付け」について、畜産総合推進室長から御説明をお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 続きまして、資料 5 - 4 につきまして御説明申し上げます。

前回の畜産企画部会におきまして、経営安定対策と飼料作物の関係につきまして御議論がございましたところでございます。このテーマについては突き詰めますと、現在、本審企画部会で議論されております品目横断的政策における飼料作物の位置付けということではないかということで考え方を整理してまいりました。16 ページを御覧いただきたいと思っております。

現在、品目横断政策として検討されておりますものの内容でございます。左半分が現行措置でございまして、右半分が検討方向というものでございます。水田作、畑作ごとにございますが、現行措置、左側の欄を御覧いただきますと、米、麦、大豆、その他ということで、特に麦、大豆につきましては、外国との生産条件格差ということで、それぞれ品目ごとに麦作経営安定資金あるいは大豆交付金という形で経営安定対策が講じられており、また価格変動対応といたしましては、米につきましては稲特あるいは担い手経営安定対策、大豆につきましては豆経という形で講じられているわけでございます。また、下段の畑作につきましても、麦、大豆、てんさい、馬鈴しょといった品目について、品目ごとに経営安定措置が講じられております。

他方、現在の検討方向、右半分でございますけれども、上の四角の点線の中を御覧いただきますと、諸外国との生産条件格差の是正のための対策につきまして、水田作であれば麦、大豆横断的に、畑作につきましては麦、大豆、てんさい、馬鈴しょ、こういった品目横断的に輪作体系というものを前提といたしまして、品目横断的な措置に見直していったらどうかということでございます。ポイントといたしましては、諸外国との生産条件格差是正を品目横断的にというものでございます。

しからは、この中における飼料作物の考え方でございますが、17 ページを御覧いただきたいと思っております。左側の半分を御覧いただきますと、畜産農家が経営内で自給飼料作物生産を行う場合ということでございます。

まず左の棒グラフでございますが、粗飼料の購入価格。これは輸入粗飼料を買う場合の価格で幅がございまして、1 T D N キログラム当たり 76 円から 106 円です。それに対しまして、自給飼料を自ら生産する場合のコストが、家族労働費も含めまして 46 円から 60 円ということでございます。下の横長の四角にございますように、飼料作物生産として生産条件格差は顕在化していないということでございます。したがって、前のページにございました外国との生産条件格差の是正という枠組みとはちょっと違ってくるということでございます。

また、畜産経営として収益をどう確保するかということございまして、現行支援策といたしましては、加工原料乳生産者補給金制度等々の支援措置によりまして、経営全体としての収益性確保を考えていくという性格の分野ではないかというのが左側の考え方でございます。

また、右半分は、水田農家が生産して家畜農家に供給する場合ということでございます。水田農家にとりまして、グラフにありますように、お米を作る場合と飼料作物を作る場合、単純にいけますと、手取りに大きな格差が、収益性に大きな格差があるということでございます。

そういった意味で、下の横長の四角の中ですが、水田農家にとっての収益性確保や水田農家と畜産農家との耕畜連携の促進が課題ということで現在、お米と飼料作物の手取り格差につきましては、下にございますように、米改革における産地づくり交付金あるいは耕畜連携推進対策、あるいは生産条件整備ということで、コントラクター支援あるいは稲醗酵粗飼料の給与実証という形で、水田農家に飼料作物生産のインセンティブを与えるような政策ということで対応しておるということでございます。

以上が品目横断的政策における飼料作物の取り扱いの考え方でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、資料6でございますが、「現行酪肉近代化基本方針等の検証」について、畜産総合推進室長からお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 引き続きまして、資料6につきまして御説明をさせていただきます。

この資料につきましては今回、畜産企画部会で御議論いただいております新たな酪肉近代化基本方針の審議に資していただくためということで、前回、5年前の12年4月でございますけれども、策定、公表いたしました現行の酪肉近代化基本方針等につきまして、その構成に即してポイントとなる点につきまして検証を行って見たものでございます。

表紙1ページをお開きいただきまして、1ページを御覧いただきたいと思っております。

酪肉近代化基本方針、前回も触れましたように、第1から第5まで、大きく分けて5段構成となっております。一番上の四角に「第1 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本的な指針」とございます。この中で幾つからパラグラフに分かれているわけがございます。

まず基本理念でございます。四角の中に記述のポイントを書いてございます。大きく分けて、大家畜生産が有する機能を踏まえ、土地基盤に立脚しつつ、持てる力が最大限発揮されるよう、生産の振興を図る、あるいは、その下にございますように、国際化に対応し得る一層の生産性向上といったことが基本理念として、全体を通じるものとしてうたわれておるわけでございます。特に土地基盤に立脚という観点から、その下にございますように、平成11年から飼料基盤に立脚した酪農経営を実施している生産者の支援ということで、土地利用型酪農推進事業を実施しておるところでございます。

2ページを御覧いただきたいと思っております。我が国酪農・肉用牛の基本的な展開方向ということでございます。経営安定対策関係でございますが、酪農については新たな加工原料乳生産者補給金制度のもとで意欲ある担い手の経営安定を確保ということで、下段の資料にございますように、平成13年から従来の加工原料乳生産者補給金制度を改正いたしまして、従来の不足払い方式から固定支払い方式に変更しますとともに、右側にございますように、加工原料乳生産者経営安定対策ということで、支払い乳代が乳業者と生産者の交渉で決まるということになりましたので、著しく乳価が低下した場合に補てん措置をすると、いわゆるナラシ措置というものを導入したわけでございます。なお、このナラシ措置につきましては15年度まで発動の実績がなされておらないという状況でございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。続きまして、肉用牛生産の関係でございます。肉用牛生産につきましては、御案内のとおり、肉用子牛生産者補給金制度が自由化による影響を最終的に転嫁される肉用子牛に係るセーフティネットということで平成2年から実施されておるわけでございます。この制度につきましては、平成12年度に乳用種と交雑種の分離をいたしまして運用してきているわけでございます。特に13年にBSEが発生し肉用牛価格が大きく下落した際にも、肉用子牛の再生産確保としてのセーフティネットとして十分機能したのではないかと考えておるところでございます。

4ページをお開きいただきたいと思っております。肉用牛肥育経営安定対策事業、通称マルキン事業と呼んでいるものでございます。この事業につきましては、肉用牛肥育の経営収支が悪化した場合に、契約農家に対しまして平均的な家族労働費を下回る部分について補て

ん金を交付するというものでございます。これも平成元年度からの事業でございますが、13年度には一部生産者負担も求める方式に見直しをしつつ、実施をしてきておるところでございます。子牛補給金制度と同様に、13年度のBSE発生の際には、肥育牛経営安定のためのセーフティネットとして機能したというものとして認識しておるところでございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。経営感覚に優れた経営の育成の関係でございます。前回、酪肉近におきましても経営感覚に優れたゆとりある生産性の高い経営体により生産の大宗が担われる生産構造の実現というものを打ち出したところでございます。

その下の資料を御覧いただきますと、酪農につきましても、飼養戸数が3万戸、1戸当たりの経産牛頭数38頭、50頭以上層のカバー率が57%ということで、5年前に策定いたしました農業構造の展望に照らしましても着実に規模拡大が進展しているのではないかと。また、その下は肉用牛でございます。飼養戸数1万9000頭、1戸平均95頭、100頭以上規模のシェアが77%と、これも着実に規模拡大が進んでおるのではないかとという状況でございます。

なお、その下に畜産農家の認定農業者の状況というものが書いてございます。酪農で約半分の47%、肉用牛につきましても繁殖が12%、肥育で30%が認定されておると、こういう状況になっているところでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。土地基盤に立脚した畜産経営の育成ということで、飼料作物の関係でございます。15年度の状況といたしましては、作付面積93万ヘクタール、単収38トン、生産量352万TDNトンということで、目標に照らしまして、畜産農家の減少あるいは労働力不足、あるいは畑作においては総体的に有利な小麦、大豆の作付にシフトしたといったこともございまして、目標に対して若干作付面積が減少するという傾向になっておりますし、単収につきましても優良品種の転換の遅れ等によりまして低下傾向という状況でございます。

しかしながら、その下にございますように、こういった中でも、稲醗酵粗飼料につきましても、この5年間に約20倍と、放牧につきましても北海道の酪農では約半分、都府県の繁殖経営では約5%が取り組みがなされる。特に繁殖経営につきましても、耕作放棄地の活用といった取り組みも見られる。さらに、稲わらにつきましても、12年の口蹄疫の発生を契機として国産稲わらの振興をいたしました結果、国産稲わらの自給率が、従来は8割程度だったところが、9割まで上がってきておるという状況でございます。こういった稲醗酵粗飼料等の利用推進を今後とも進めていきたいという状況でございます。

7ページでございます。ゆとりある生産性の高い経営の実現ということでございます。酪農・肉用牛につきましても、下の検証のところでは生産コストを検証しております。酪農につきましても、平成9年から14年度まで約5年間に4%のコスト減ということでございます。ただ、1頭当たり乳量あるいは自給飼料の伸び悩みといったこともございまして、生産費の低減は目標に比べてわずかにとどまっているという状況でございます。

その下、肉用牛繁殖でございます。繁殖につきましても経営規模拡大あるいは子牛生産率の向上が、必ずしもピッチが早くないということで、わずかな低減ということでございます。

また、肉専用種の肥育でございますけれども、肉質に重点を置いた飼養管理が行われま

した結果、若干コストが上がっている。乳用種につきましては、5年で約10%近い削減がなれておるとい状況でございます。

8ページでございます。経営の円滑な継承、女性の役割ということでございます。下に幾つか資料を準備させていただきました。酪農・肉用牛ともに農家の世帯員として従事される方が多い。この中で肉用牛につきましては、農業生産法人の構成員として新たに従事される方が多いという特徴がございます。また、農外から新規参入につきましては、年によって幅がありますが、20~30人程度で推移しています。

さらに、女性の就業日数でございます。酪農は250日以上が85%近い、あるいは肉用牛も200日以上が8割近いということで、稲作などに比べますと、女性の畜産における従事日数は非常に多くなっておる状況でございます。

9ページを御覧いただきたいと思ひます。環境問題への適切な対応ということで、家畜排せつ物法の制定を踏まえ、施設整備、耕畜連携による堆肥利用、あるいはエネルギー利用推進ということで打ち出しておるわけでございます。下の方の図にございますように、施設整備は今年の3月で計画に対して72%の進捗となっているところでございます。なお、この点につきましては後程資料7で詳細に御説明いたしますので、次に行かせていただきたいと思ひます。

10ページを御覧いただきたいと思ひます。流通・加工の合理化の点でございます。生産者団体によります効果的な用途別計画生産、需給調整、集送乳の合理化、余剰生乳の適切な処理ということで、生乳流通につきましては、13年度に従来47指定団体ありましたところ、10指定団体、ブロックごとに再編いたしたところでございます。この効果もございまして、都府県における余剰生乳の発生は半分近くに減少してきておる。その一方で、コスト低減に成功した地域もあります一方、合理化が進んでいない地域も存在しているという課題が残っている状況でございます。

11ページでございます。家畜市場・食肉処理場でございます。家畜市場につきましては、グラフにございますように、市場の数は減少傾向、さらに部分肉流通でございますが、食肉センターにおける取り扱い量が着実に増えてきておるとい状況でございます。

12ページでございます。生産者と消費者のパートナーシップの構築ということで、これまでも御説明しておりますように、ふれあい牧場164、酪農教育ファーム174ということで取り組みが進んできておる。特に酪農教育ファームにつきましては、12年に中央酪農会議の認証制度ができて以来、大きく伸びてきているという状況でございます。

13ページでございます。その他重要事項という中で幾つか記述があるわけでありまして、ここではヘルパー、コントラクターを取り上げさせていただきます。

酪農ヘルパーでございます。14年度で約70%の加入率、利用日数が年間16日程度ということで、加入率、日数ともに着実に伸びてきている。それから、肉用牛ヘルパーでございますが、15年度で約5割の加入率ということで、繁殖経営を中心に組織率が上がってきている。

さらに、コントラクターでございますが、10年間で約3倍の利用拡大の目標を立てたところ、5年間で約2倍の利用ということになっておりますので、コントラクターの利用も着実に増大しているという状況でございます。

14ページでございます。ここから第2にまいりまして、生乳及び牛肉の需要、それが

ら生産量の関係でございます。まず牛乳・乳製品の消費につきましては、四角にもございますように、平成 22 年度における望ましい食生活が実現した場合の消費量として 1318 万トンを見込んだところでございます。その下の実績でございますが、飲用につきましては、少子化の進展あるいはお茶等の他飲料との競合ということで、飲用需要は減少傾向。その一方で、チーズあるいは生クリーム向けといった乳製品向けが増加しておるとい状況の中で、トータルの需要量としては横ばいという状況でございます。

また、その下、生産量でございます。酪農家戸数は減ってきているわけでございますが、酪農家戸数の減少に伴って飼養頭数が減少してきておりまして、これを規模拡大農家の増頭だけでカバーし切れていない、あるいは 1 頭当たり乳量が目標に対して伸び悩んでいるというような状況で、生産量は全国レベルでは減少。北海道は伸びておるんですが、それ以上に都府県が減っているという状況になっているわけでございます。

15 ページでございます。牛肉でございます。牛肉につきましても、22 年度の望ましい消費量として 166 万トンと見込んだわけでありまして、こちらにつきましては、13 年度の B S E 発生によりまして大きく減退したわけでございますが、ヨーロッパの例からいたしましても、3 年程度でほぼ回復することが見られているわけございまして、今後、もう少しふえる方向で推移するのではないかとというふうに見込まれる状況でございます。

また、生産量でございます。乳用交雑につきましては、乳牛自体の頭数が減少しているということで、飼養頭数が減少傾向。肉専用種につきましては、小規模の繁殖農家の離脱あるいは分娩間隔の短縮といったような効率化が図られていないということもございまして、こちらの方も減少傾向という状況になっているところでございます。

16 ページでございます。「第 3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標」ということで、前回の酪肉近代化基本方針でも他産業並みの所得、労働時間を確保し得るゆとりある経営の指標ということで、その下にありますように、酪農で 8 類型、肉用牛で 9 類型の経営指標を策定したわけでございます。

これにつきましては、右側に 27 年度の考え方とございましてけれども、今回の新たな酪肉近代化基本方針では、酪農につきましては、アンダーラインございましてけれども、都府県においても法人経営を類型として加えてはどうかと、肉用牛につきましては、従来は家族経営のみで指標を構成しておったんですが、法人経営を入れてはどうか、あるいは肉専用種における繁殖・肥育一貫経営という類型を入れてはどうかという方向で考えておるところでございます。

17 ページでございます。集乳及び乳業の合理化、肉用牛流通の合理化の観点でございます。まず生乳関係でございます。下の表にございますように、前回、酪肉近代化基本方針で製造販売コスト、工場数の目標を立てたところでございます。製造販売コストにつきましては、飲用牛はほぼ目標どおりの趨勢でコストダウンが進んでおるんですが、原料用バター、脱脂粉乳につきましては、脱脂粉乳の生産量の低下等の状況もございまして、必ずしも目標どおりということではございませんが、コストダウンはしておるとい状況です。

なお、その下の工場数でございますが、飲用工場は目標を上回って、あるいは乳製品工場も数としては目標どおりの趨勢で再編が進んでおるとい状況でございます。

18 ページでございます。牛乳乳製品の安全性でございます。これも、前回酪肉近にお

きまして、飲用牛乳工場におけるH A C C P目標を7割以上ということで置いたわけですが、14年度では62%ということで、着実に進展してきておるということでございます。

その下、消費拡大の関係でございます。新聞、テレビ、あるいは中高生を対象としたP R、あるいはコンクール等を活用いたしましてP Rを重ねてきておるわけでございます。この結果、右側でございますように、栄養がある、あるいはカルシウムがあるといった理解は浸透してきておるわけでございます。ただ、ペースとしては緩慢という状況でございます。

19ページでございます。肉用牛、牛肉の流通の関係でございます。家畜市場の取り引き頭数も数値目標を示したわけですが、年間取り引き頭数3000頭の目標はクリアしておるわけですが、開場1日当たりの取り引き頭数250頭につきましては、開催日の増加もございまして、156頭というところでとどまっている。

と畜場の1日当たり処理能力500頭以上を目標にしたわけですが、これも600頭ということで目標を上回っているわけでございます。ただ、その一方で稼働率が80%目標のところ、処理能力が上がったこともございまして、62%という状況になっているわけでございます。

それから、国産牛肉の安全性確保につきましては、と畜場法改正等に対応いたしまして、施設整備を進めておるところでございます。

20ページでございます。牛肉の消費拡大の関係で、特に原産国表示の徹底を打ち出したわけでございます。この関係で、12年7月から国産品あるいは輸入である旨、輸入であれば原産国名を表示するということになりましたし、表示の関係では原料原産地表示ということで、18年10月から、生鮮品に近いものにつきましては、原材料原産地表示も行うということになったわけでございます。

また、御案内のとおり、和牛、国産牛につきましては、ここに書いてあります4品種以外は和牛として表示できないこととなっております。さらに牛肉につきましては、今年の12月からトレーサビリティ法が流通段階においても施行されるという状況になっているわけでありまして。

21ページでございます。「第5 その他酪農及び肉用牛生産の近代化に関する重要事項」ということで、1点目が家畜改良・新技術開発でございます。酪農の最初の乳量でございます。8,800キロの目標に対しまして、12年の猛暑あるいはB S E発生による更新の遅れから、乳量の増加は目標どおりにはなかなか進んでおらないという状況でございます。また分娩間隔につきましても、13カ月目標を打ち出したわけですが、搾乳期間の延長と、牛を目一杯使うという傾向から長期化の傾向が見られるわけでございます。

その下、肉用牛でございます。種雄牛の能力でございますけれども、1日平均増体量、1キログラム増体当たりT D N量、脂肪交雑ともに着実に増加しておるところでございます。

22ページでございます。去勢肥育牛の能力でございます。肥育期間24ないし25カ月という目標に対しまして、肉質に重点を置いた飼養管理ということで、この短縮が進んでおらない状況でございます。また、これに伴いまして、1日平均増体量も横ばいという状況でございます。

その下が新技術でございます。1点目に、雌雄産み分け技術でございます。受精卵移植による雌雄産み分けにつきましては、かなり実用化段階に入っておりまして、受胎率も約4割近い水準に上がってきておるとい状況でございます。搾乳ロボットは11年以降、16台に対しまして約10倍の導入。さらに哺乳ロボットにつきましては、1,000台近い導入状況になっております。

23ページでございます。経営実態に応じた指導体制ということで、これも畜産企画部会でこれまでも御説明いたしましたが、平成7年から中央畜産会のLINを活用して、現場の情報、あるいは中央が持つさまざまな情報を1つのデータベースに集約いたしまして、個別農家への提供あるいは指導機関への提供、あるいは消費者も含めた幅広い提供を行っているところでございます。

24ページでございます。畜産経営の支援・連携体制の整備ということで、特にここでは耕畜連携を取り上げております。飼料作物の水田での作付11万8,000ヘクタールから12万8000ヘクタールということで、少しずつ増えてきておるとい状況でございます。以下、重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

25ページを御覧いただきたいと思ひます。家畜衛生及び畜産物の安全性の関係でございます。これも、これまで御説明しておりますように、右側の対応にございますように、関係機関が連携して取り組むための特定家畜伝染病指針、あるいは家畜所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準、あるいは生産段階におけるHACCPといったようなものの普及・推進といったことで取り組んできているところでございます。

最後、26ページでございます。国内有機性資源の活用ということでございます。左側の表に活用状況でございます。食品廃棄物全体の約49%ですから、約半分が再利用に回され、そのうち17%が飼料として再利用されているという状況でございます。特に食品製造副産物のうち米ぬか、ビートパルプのように大量生産されるものについては国産濃厚飼料200万トンのうちの9割近い水準を占めている。ただし、その一方で学校給食から出ます残飯等につきましては、混じりものがあるとか、塩分が強いとか、活用上の問題もいろいろございまして、TDNベースで1万6,000トンの活用にとどまっておるといことでございます。

27ページ、最後を御覧いただきますと、配合飼料価格安定を図るために配合飼料価格安定制度を講じてきております。右側の四角の2つ目のポツにございますように、今年度、第1四半期、第2四半期、2期連続いたしまして、異常補てん制度を発動。逆に言えば、この発動によりまして、配合価格飼料の高騰を防止しておるとい状況でございます。

資料6につきまして、以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、資料7「環境と調和のとれた家畜・飼料生産活動規範の策定について」、畜産環境対策室長からお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の大野でございます。資料ナンバー7になりますけれども、「環境と調和のとれた家畜生産活動を確保するための規範の策定について」を説明させていただきたいと思ひます。

この件につきましては、前回、10月5日の本部会でございますが、環境配慮規範を今年度中に有識者の意見を踏まえて策定、その上で、今後環境にやさしい畜産に向け支援施

策のうち可能なものからクロス・コンプライアンスとして活用というふうに御説明させていただきました、その規範についての具体案でございます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。資料 7 - 1 「家畜生産に伴う環境負荷と対策の実施状況」ということでございます。去る 4 月 15 日と前回の 10 月 5 日に説明させていただいたものがほとんどですので、説明は省かせていただきたいと思いますが、ただ 1 つだけ、家畜排せつ物法につきましては、先週の月曜日でございますが、11 月 1 日から本格施行されたということだけ御報告しておきたいと思います。

6 ページを御覧いただきたいと思います。資料 7 - 2 「環境規範の検討経緯と策定の考え方」というふうになっております。1 枚おめくりいただきたいんですが、7 ページに経緯と題しまして、食料・農業・農村基本計画の中間論点整理の関係部分のエッセンスを掲げております。

前日も御説明いたしましたとおり、この四角囲みの中にございますが、2 つ目の のところに として、農業者が最低限取り組むべき規範を 16 年度中に有識者の意見を踏まえて策定し、 でございますが、17 年度以降、その規範の実践を各種支援策のうち可能なものから要件化していくことが適当という方向性が打ち出されているところでございます。

1 枚おめくりいただきたいと思います。8 ページに規範策定の趣旨を示させていただいております。四角囲みの中にございますが、畜産経営に伴います環境影響の大きさを考えた場合に、1 つ目の のところに青い字で書いておりますが、畜産全体について環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠であるということや、次の にございますが、そのためには畜産農業者が最低限取り組むべき事項を環境規範として明確化し、 に移りますが、その実践を各種施策の実施対象要件に組み込み、施策全体を環境保全に配慮したものに移行していこうと、こういった施策の意図をここに掲げさせていただいております。

もう一ページ、おめくりいただきたいと思います。9 ページには、3 として規範策定の考え方を掲げさせていただいております。これも四角囲みの中にございますが、規範を考えていく上で欠かせない視点は、本規範がすべての農業者が取り組むべきものであるということだと思っております。

このため、1 つ目の の にございますが、重要かつ基本的な取り組みであって、 に ございますように、農業者の方々自らが実行状況を点検し活動を改善していけるもので、 に ございますように、簡便でわかりやすいものにしていくことが必要だというふうに考えて案を作成しているところでございます。

同じページの下を表にございますけれども、規範を大きく分けて、家畜生産活動の規範と作物生産活動の規範と 2 つに分けて考えることができると思っております。このうち作物生産の規範につきましては、これは自給飼料も含まれるわけですが、現在、作物横断的といいますか、懇談会という形で有識者の御意見を伺っているところでございます。この懇談会の検討状況を資料 7 - 4 「環境と調和のとれた作物生産活動規範の検討状況」として、17 ページから添付しております。

作物については懇談会を設けられておりますが、家畜生産の規範につきましては、この部会において御意見を賜ろうというふうに考えております。この下の規範の構成と対象農家を見ていただきますとわかりますように、畜産農家が飼料作物生産をしている場合には、家畜生産活動の規範と作物生産活動の規範の両方の実行が必要になると考えております。

駆け足で恐縮でございますが、18 ページをお開きいただきたいと思います。資料7 - 4 が作物生産活動の規範の検討状況でございます。簡単に御説明させていただきます。18 ページ、右側でございますような委員の方々によりまして懇談会が10月12日に開催されまして、作物を特定しないで、作物生産活動全般に関する環境配慮規範の検討が、同じ生産局でございますが、農産振興課が事務局となっておりまして行われております。

19 ページにお移りいただきたいと思いますが、このページでございますように、左側に主な環境負荷要因である施肥でございますとか、防除でございますとか、こういった生産活動……。右に、その生産活動についての重要かつ基本的な取り組みという形で整理しております。こういった施肥、防除に加えて、環境負荷の発生源に加えて、環境と調和のとれた作物生産を行うための基盤技術ということで、土づくりといったところもプラスアルファされているという形になっております。

それから、25 ページを御覧いただきたいんですが、海外におきます規範についても調査されております。例えば25 ページ、イングランドの例でございます。左側の上の方に書いてありますが、各種環境関連法令等の遵守、 にございますが、農業生産活動規範。右下にございますが、規範に盛り込まれている奨励的事項の例と書いてありますが、こういった遵法と奨励的事項を組み合わせ、いわゆるグッドファーミングプラクティスというふうな事例が多いという形になっております。

あっちこっち行って恐縮ですけども、次に10 ページで、いよいよ本論の家畜生産活動規範の具体案を御説明させていただきたいと思っております。この資料7 - 3の「環境と調和のとれた家畜生産活動規範（仮称）」でございますが、この案につきまして、種々御意見を賜りたいと考えております。

まず、規範の全体像を見ていただくために、あっちこっち行って恐縮なんですが、16 ページをお開きいただきたいと思いますが、資料7 - 3の最後になります。

規範の最終形という形になりますけれども、16 ページに、左側に家畜生産活動、右側に作物生産活動規範のポイントと書かせていただいておりますが、こういったスタイルのチェックシートを作成して、農家の方々が自ら点検していただくと。国の支援措置の事業実施主体となる必要に応じて点検結果を確認するといったような手続、この手続についてはこれから詰めていく必要がございますが、そういった形を現時点では想定いたしております。

後程、11 ページ以降で詳細を説明させていただきますが、あらかじめ家畜生産活動規範のポイントを読み上げさせていただく方がわかりやすいと思いますので、読み上げさせていただきます。

まず規範の1番目、左側でございますが、(1)にございますように、「家畜排せつ物法の遵守」としております。畜産の環境配慮については、この法律の遵守が核になるんだというふうに考えております。

それから、左、右を比べていただきまして、なるべくバランス取れるようにしているんですが、畜産に特有なものとしては(2)と(3)でございますが、(2)の「悪臭及び害虫の発生の防止又は低減の取組の実施」、(6)の「家畜排せつ物の利活用を推進する取組の実施」というものを掲げております。それから、作物生産活動と共通のものとして、(3)の「使用済みプラスチック等の廃棄物の適正処理」でございますとか、その他の環

境関連法規の遵守でございますとか、(5)の「省エネルギーの取組の実施」でございますとか、(7)で「知識の習得、情報の収集」、こういったのをチェックリストに掲げております。

それから、作物生産の方には情報の保存というのがあるんですが、(1)の家畜排せつ物法遵守の中には、下の方に印で注記してありますが、家畜排せつ物の年間発生量等に関する記録、これは家畜排せつ物法で義務付けられておりますので、家畜排せつ物法を遵守することによって、作物生産と同様に情報の保存ということが図られるということでございます。

それから、後先して恐縮でございますが、11ページ以降に、今読み上げさせていただきました規範について、具体的なところを掲げさせていただいております。規範の考え方でございますけれども、11ページの左側にございますが、左側に家畜生産に起因して想定される主な環境影響・問題を書かせていただいております。右側が、そういった環境影響・問題に対処するために必要な規範という形で整理しております。

例えば左の方に水質汚濁ですとか、悪臭ですとか、害虫の発生といったような環境影響・問題でございますが、ここから矢印がピーッと(1)に伸びております。こういった悪影響を回避するためには家畜排せつ物の適正な管理が必要ということで、右の方で家畜排せつ物法の遵守ということ掲げているといった考え方でつくられております。

12ページ以降に、先程申し上げました規範の(1)から(7)、チェックリストだけではわかりにくいということで、具体的に取り組むことが求められる活動例を詳細に説明させていただいております。12ページを見ていただきたいと思います。

まず、家畜排せつ物法の遵守、規範の1番目でございます。これについて、僕はチェックリストでやっているというふうにチェックするためには、どういうことをするのかということでございます。必ず実行すべき事項といたしまして、にございますように、法に基づく管理基準の対象規模以上の場合は、管理基準に従い排せつ物を適正に管理するとした上で、参考として管理基準の具体的内容を示しまして、さらに状況に応じてやった方がいいと、実行が奨励される事項として、適用対象未満の場合についても、管理基準に準じた方法による排せつ物の管理に努めるといったような形にしております。

13ページでございますが、上段に規範の2番目の悪臭及び害虫の発生の防止または低減を掲げておりますけれども、必ず実行すべき事項としましては、家畜排せつ物、にございますが、処理施設の容量に応じた稼働と施設内外の清掃の励行、あるいはにございますように、ふん尿の早期搬出と清掃の励行を掲げた上で、その他に奨励される事項として、悪臭であれば(1)のでございますが、脱臭処理技術の導入を図るとか、害虫であれば、(2)のにございますが、薬剤による防除といったことを掲げているところでございます。

それから、規範の3番目が下段にございますが、使用済みプラスチック等廃棄物の適正処理。これについては実行すべき事項として、プラスチック等の廃棄物が発生する場合には、廃掃法に基づいて適正に処分すること、奨励される事項として効率的な資材の利用、再利用によって廃棄物の発生量を抑制しましょうとか、生分解性農業用プラスチック、こういったものを利用するというようなことを掲げております。

14ページになりますが、規範の4番目でございます。環境関連法令の遵守。これは家

畜排せつ物法以外の法令遵守ということで、当たり前と言えれば当たり前のことなんですけれども、15 ページにいろいろ水濁法とか悪臭防止法とか、廃掃法とか、関係するところを整理させていただいておりますが、こういった関係法令を守っていく必要があるということでございます。

それから、規範の5番目ですけれども、省エネルギーへの取り組みというのは、お読みいただくとおりでございます。

規範の6番目に家畜排せつ物の適切な利活用の推進というのがございます。必ず実行すべき事項として、 にございますように、肥料として利用できる場合には堆肥化、液肥化、スラリー処理、また保管、そういったことを行って、肥料として利用するとともに、 として、利用が困難という場合には炭化、焼却、汚水浄化等、適切な方法により処理を行うと掲げた上で、奨励される事項といたしまして、可能な場合にはメタン醗酵等のエネルギー利用を行うと、こういった形にしております。

規範の最後、7番目ですが、家畜生産に伴う環境負荷の発生とその低減方策に関する知識の習得、情報につきましては、そういった関連の知識や情報に触れる機会を確保するように努めるという内容としております。

これは規範の具体案と実際にどういうことをやればいいのかということの具体例でございますが、今日は手続としましては、御意見を頂戴いたしまして、作物生産に係る規範とあわせまして、年明けにはパブリックコメントという手続を取りまして、広く御意見を頂戴した上で、本年度内に成案をなすということで、明年度以降、導入可能な事業から順次取り入れたいと考えているところでございます。

以上、駆け足で恐縮でございますが、説明を終わらせていただきます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

最後になりましたけれども、資料8の「家畜改良増殖目標の検討状況」について、家畜改良増殖小委員長の金井委員から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

金井委員 それでは、私の方から、資料8で検討状況について説明いたします。

まず、1ページをお開きください。家畜改良増殖目標検討のための小委員会については、これまで2回開きました。各畜種別の改良増殖目標につきましては、畜種別研究会を立ち上げ、それぞれの畜種ごとに検討会を計10回開きまして、内容について検討してきました。

そこで、今度の新しい家畜改良増殖目標の基本的な考え方といたしましては、この畜産企画部会の御意見も踏まえまして、右の上の方に基本的考え方というところから まで掲げてありますが、この考え方に基つきまして、畜種それぞれの事情に応じて改良増殖目標を作る、このようなことで進めてまいりました。

それから、その構成でございますが、これまで家畜改良増殖目標については数字の羅列、目標だけ書いてあるということで、専門外の人には分かりにくいということがありましたので、畜産全体のためにどのような効果があるのかということも踏まえまして、囲みに書いてあるような構成で、それぞれの畜種について目標を作成しております。

畜種別の検討内容の要約につきましては、参考資料8にありますので、それを御覧になつていただきたいんですが、今日は時間の関係もございまして、乳用牛と肉用牛のポイ

ントだけ説明したいと思います。それから、2ページ、3ページに各畜種別の研究会委員の名簿等がございますので、参考にしていただきたいと思います。

4ページをお開き願いたいと思います。まず、乳用牛の改良増殖目標のポイントでございます。生産コストの低減等を図るには、乳量や乳成分の向上が基本でございますから、今後ともこれに重点を置いて改良を進める。特に、この部会でも論議になりましたけれども、今後、乳たんぱく質率の向上を図るとというのが重要ですから、ここにウエイトを置いて改良を図るということにします。

次の でございますけれども、これから放牧適性なり、粗飼料の利用性の向上を図ることが自給率を向上させるためにも重要でございますので、それらにあわせた乳器、肢蹄、体型等そういうものについても改良を図る。さらに、これまでどちらかといえば、1泌乳期の乳量が多い少ないということで論議されがちで、その結果、供用年数が短くなっているという問題が起きておりますので、繁殖性や抗病性等を考慮した、ここでは「生涯生産性の向上」と書いておりますけれども、要するに、丈夫で長持ちする乳牛を作っていくことにしたい、ということにしています。

また、当然のことながら、遺伝的能力を発揮させるための適正な飼養管理を推進する。

そして最後の でございますけど、乳牛改良の基本であります後代検定と牛群検定の充実を図る。特に牛群検定につきましては、そこで得られる泌乳・乳成分、飼養管理の記録につきましては、これからトレーサビリティも含めて、消費者とのコミュニケーションを深める上で重要なデータになりますので、そういう意味も含めまして、牛群検定の充実を図ることにしたいと考えております。

それから、肉用牛は右の方でございます。それぞれの品種の特性に応じた肉質の向上、飼料要求率も含めた増体性、さらに繁殖性の向上が生産コストの低減、国産牛肉の安定供給の基本でございますので、これからの新しい目標においても、この遺伝的改良を進めるということでございます。

2つ目の でございますけれども、遺伝的な増体能力の向上とともに、過肥等の無駄な飼い方を避けることによって、出荷月齢の大幅な短縮を図るということを目指しています。

それから、繁殖性を上げるということは、回転率を上げるということも含めまして、生産コストの低減を図るために大変重要でございますので、繁殖性を向上させるということでございます。

それから、繰り返しにもなりますけれども、飼料自給率の向上ということで、特に放牧性なり、粗飼料の利用性を高めると同時に、特に繁殖雌牛については放牧を推進する。さらに耕畜連携によって粗飼料の利用率を高めると同時に、先程申しました出荷月齢を大幅に短縮することと、増体性を上げるということは、飼料穀物の大幅な節約になるわけですから、そういう意味では自給率の向上に貢献するというのも含めまして、先程述べたようなことも進めていくということでもあります。

次の でございますけれども、当然のことながら、遺伝的能力に応じた、また十分発揮させるための適正な飼養管理を推進していく。

最後、肉用牛の改良の基盤でございます後代検定でございますけれども、今は都道府県で閉鎖的にやられているところが多いですけれども、県域を超えた広域的な検定方式を推

めていきまして、優良な種雄牛を作る。また、正確に種雄牛の遺伝的能力を評価するということが今後推進しながらいい種雄牛を作っていく、ということもやっていく必要があるということでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

以上で御説明が終わりましたので、ここで5分ほど休憩を取りまして、私の正面の時計で45分に再開いたしまして、委員の皆様方から御意見あるいは御質問をいただきたいと思っております。

それでは、暫時休憩いたします。

〔暫時休憩〕

意見交換

生源寺部会長 議事を再開いたしたいと思っております。

本日、御説明をいただきました事項は大変多岐にわたっておりますので、幾つかの項目に区分して御議論いただければと思っております。

最初に、資料3の第7回畜産企画部会における意見の概要、資料4、第22回食料・農業・農村政策審議会企画部会報告の概要、資料5、これは委員要求資料等ということでございます、これを一まとめ。

その次に資料6、現行酪肉近代化基本方針等の検証、これが1つだけで御議論いただくパートとなり、最後に資料7、環境と調和のとれた家畜・飼料生産活動規範の策定について、資料8、家畜改良増殖目標の検討状況。

この3つのジャンルに分けて順に御議論いただければと思っております。

最初の資料3から資料5につきまして、事務局からの御説明を踏まえて、いろいろ御意見、御質問等をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

岸委員、どうぞ。

岸委員 資料4-1の8ページですけれども、施設整備の進捗状況が書いてある表が8ページにあるんですけれども、この表の読み方です。16年度に7,800戸が整備を推進しているというふうに書いてありますね。

生源寺部会長 資料4-1の8ページです。

岸委員 他にもある資料ですけれども。要するに、家畜排せつ物の適正管理及び利用促進という表が出ておりますでしょう。左側の表ですが、黄色い部分の右側に7,800戸という数字があります。今年度、推進計画をしているわけですね。そのことと、下の方に「この他、16年度に約8,000戸の簡易対応の実施を計画」と書いてある8,000戸というのは外枠になるわけですね。

大野畜産環境対策室長 おっしゃるとおりでございます。

岸委員 そういうことですね。

なぜ、そんな質問したかといいますと、この間、ある現場へ行きましたら、11月になっちゃうものだから、大急ぎで簡易対応でビニール掛けましたよということを言っているんですね。はっきり言って、こういうのが相当多いんじゃないかという気がします。

将来、可能性として、どんどんと本格的な方へ移っていく可能性があるのかどうか。まず、過去にどれくらいそういうものがあるということが問題ですね。どんな感じですか。

つまり、72%、昨年度まで進んでおって、今年は半分が簡易対応だということになるわけですね、この数字からいきますと。どんな感じに受けとめたらいいでしょうか。相当いったのか、なかなか大変なんだというふうに見るのか。現場の雰囲気……。僕は一人二人しか会っていませんけど、なかなか大変なんだという感じのことを言っておったんですね。

生源寺部会長 その他いかがでしょうか。何人かの御発言があった後で事務局からお答えいただこうかと思えます。関連した事項でも結構でございますし、また別の事項でも結構でございますが。

まだないようであれば、まず今の点をお答えいただきましょうか。

大野さんからお願いします。

大野畜産環境対策室長 ただいまの御質問でございますけれども、8,000戸の簡易対応でございますが、ケース・バイ・ケースでいろいろ含まれていると思っております。小さい規模ですと、わざわざ施設整備をしなくても簡易対応で十分であるという方もおられると思えますし、そっちの方が安上がりだからいいよと、物によっては、簡易対応と申しましても、硫化ゴムなんかを使えば20年ぐらいもつぐらいのラグーンができますので、そういうやり方をやられる方もおりますし、緊急避難という方もおられると思えます。

11月1日、完全施行されるので、とりあえず最低限漏れない措置だけをしておこうと。これからゆっくりと恒久的な施設整備にかえていきたいという御希望の方、両方さまざまございます。

昨年、総点検という形で、この整備計画をつくらせていただいたときには、簡易対応のうち、その時点で3,000戸の方は緊急避難、後々、施設整備を本格的にやりたいというような御希望を持っておられました。

以上です。

生源寺部会長 岸委員。

岸委員 逆に言いますと、5,000戸は将来ともこれで行くよということになるわけですか。

大野畜産環境対策室長 総点検やったときの時点では、5,000戸は「うちは防水シートで構わないよ」という感じがございました。

生源寺部会長 その他いかがでございますでしょうか。

もしないようであれば、後程何かお気づきの点があれば戻っていただくということも結構かと思えますので、次に移りたいと思えます。

資料6でございます。現行酪肉近代化基本方針等の検証に関連する事項につきまして、御意見あるいは御質問を頂戴いたしたいと思えます。資料6でございます。

中村委員、どうぞ。

中村委員 検証についての目標と実績をみると、二、三気になるところが感じられますので、申し上げたいと思えます。

目標に対して遅れているというか、逆に後退している数字もある。1つは飼料作物の生産拡大だと思えます。6ページに載っていますけど、面積を増やす目標が減っているし、単収も減っている、この点が1つですね。

2つ目は、肉用牛生産基盤、ページで言うと15ページです。これも同様に目標に対して生産量を増やさなければいけないのが減っているし、飼養頭数も減っているという点ですね。

もう一点、酪農の都府県の生産が後退しているというのがちょっと気になるところです。この辺、目標に対しての進行が遅れているというか、後退しているので、次に向けてはかなり強化方策を取っていただきたいなと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 質問ではなくて意見でもよろしゅうございますか。

いわゆる食育をめぐってなんですけれども、今の12ページ、生産者と消費者のパートナーシップの構築というあたりで記述されていることと、18ページに安全性の確保をめぐっての情報提供とか消費者のニーズの把握ということ、それから、26ページ、国内有機性資源の活用等のところで、対応状況の箱の中の3番目に挙げてある学校給食等から出る残滓類についてはという、そのあたりに関係しているんですけれども、いわゆる食育で提供される情報が、私うまく表現できないんですけど、非常に部分的というか、パーツ情報がたくさん出ていって、そうしたものをつないで農業の仕組み、しかも今回のキーワードである環境と生産と、もう1つ生活との調和というところにグッと踏み込んだ形の施策検討がされているわけですね。

生活と生産と環境との調和をどう図ったらいいかを考えていくような方向に情報の提供があって、かつ、そういうことを考えていくような考え方とか価値観の形成があって、そうした中で本当の意味での食育が育っていくんだと思うんですね。食が育ち、かつ食育が育っていくんだと思うんです。

全体を通して見せていただくと、そのあたりが希薄かなということで、例えば資料6の18ページの残滓の問題なんかは非常に典型的な問題だと思うんですけれども、子供たちに残さないようにしなさいと幾ら説明をしても、いろんな事情が違いますし、給食の時間が短いこととか、いろんな状況の中で、そうせざるを得ない環境の中で、それぞれにあわせて子供たち自身が自分から考えて、本当にしっかり無駄なく食べて、そして生きる力の形成につながっていくということを考えるような方向に情報提供していかなければいけないんだと思うんですね。

言いたいことは、そうしたつながりを提案していくような部分が全体の中に見えにくかったものですから、例えば26ページの学校給食等からという素材を使って……。

ちょうど文部科学省が栄養教諭という制度を新しくつくりました。それは、まさに食に関する指導を学校給食と教育との一本化の中で、本当に子供たちに身につくようにしていこうという。

そういう教育の体制もうまくでき始めたわけですので、そういう中でどういうふうに生活と生産と環境とのうまい調和を考える農業を考えていくのかというような、農業観を育てると言っていていいのでしょうか、それはもちろん食事観を育てつつ、農業観を育てつつ、環境観を育てつつ、構築されていくものだと思うんですけど、そうした検討がされていかな

いと、このまま幾らパーツでいろんなものを出しても無理じゃないかなということで、コメントです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

増田委員、どうぞ。

増田委員 全体見渡し切れないままに、また個別の話になって……。

今言われた食育に関係して、この間、どなたかと雑談でお話したとき、少し先が見えたなと思ったんですけど、ふれあい牧場というのはなかなか機能がつらいところにある。目標が見えないままに運営されているところがあるという話は前々回のこの会で伺ったと思うんですけど、一方、酪農教育ファームというのは割合視点がはっきりし始めていて、子供の教育の場として機能しているところが見えている。

これを年代別に分けたことで、ふれあい牧場と酪農教育ファームをつなげた食育の場に位置付けることができるんじゃないかということを経営のどなたかと雑談で伺った覚えがあるのでございます。

私としては、それはとてもいい方向じゃないかと思しますので、前向きな提案として、こういうところの中にきちり書けるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

御意見等ございましたけれども、何かこの段階で役所からございますでしょうか。

川合畜産総合推進室長 中村委員から飼料作物、肉用牛生産、さらに都府県における酪農生産、これについて目標を下回っているということについて御指摘がございました。御意見は御意見として受けとめさせていただきたいと思えます。

5年前に、この目標値を設定いたしましたときに、特に生産につきましては、先程も説明の中で触れましたように、一定の生産面での課題が解決される場合に実現される生産量と、消費の目標につきましても望ましい食生活が実現された場合に実現される消費量という一定の前提を置いて設定した数字でございまして。

したがって、目標は確かに達成するのが望ましいわけではございますが、解説にもございましたように、それぞれ課題を解決すると、解決すべき課題が十分にクリアできておらないということにも起因して目標が未達になっている面もあるということをお伺いしたいと思います。

なお、飼料作物、肉用牛生産、酪農生産いずれも、今回、酪肉近代化基本方針でも、こちらの畜産企画部会でも御議論いただくことになりまして、どの指標も食料自給率に直接的に影響してくるという指標でもございますので、食料・農業・農村基本計画の策定に向けて、本審の企画部会でも今後精力的に、この点については御議論が進められるものと考えておるところでございます。

また、足立委員からの食育に関する御指摘、パーツ、パーツではなくて、もっと農業観、食事観、環境観ということで広く包括的に検討しないとなかなか進まないのではないかと御意見でございます。

資料6の方は前回の検証ということで、どうしても若干断片的になっているところがございますけれども、別途お配りしております参考資料3、特に今回は時間の関係で御説明

いたしませんでしたけれども、前回の畜産企画部会でもお配りした資料でございます。

前回お配りしたものを、改めて同じようにお配りしておるわけでございますけれども、9ページのところで、食育という議論、これまでもいろいろございましたので、断片的ではなくて、もう少しいろんな角度から食育というものにアプローチするということに触れてはどうかということを考えておるということをお紹介させていただければと思った次第でございます。

それから、増田委員からございましたふれあい牧場と酪農教育ファーム、御提案があったような整理ができるのかどうか、また検討をさせていただければと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。幾つかの点につきましては、むしろ委員の皆さんからもいろいろお知恵を今後ともいただければと思います。

その他いかがでしょうか。

土井委員、どうぞ。

土井委員 資料6の25なんですけれども、課題の2の方、これは非常に大事なことだと思います。その対応策として、飼養衛生管理基準を定めていらっしゃるということで、その実効性を確保するために、具体的にどのようなことをお考えになっているのか、もしありましたら教えていただきたいんです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

なければ、今の点についてございますでしょうか。

境薬事・飼料安全室長 飼養衛生管理基準につきましては、家畜伝染病予防法に基づきまして先般、公表させていただいたところでございます。

中身は極めて基本的な内容にしておりますけれども、その実効性を担保する意味で、別途詳しいガイドラインを出しております。その実効性を担保する意味では、家畜保健衛生所が各農家に立ち入りをいたしまして指導するというところで、予算措置も行うということで対応しております。

さらに、高度な飼養衛生管理を目指すという観点からは、25ページにありますように、右下にあります、HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理を行うということで、既に平成8年から、そういった検討を行って、13年から普及に入っております。

これは希望者だけでございますけれども、そういったことでHACCPの考え方を取り入れて、ポイントをきちっと決めた飼養衛生管理を行って、安全・安心な畜産物を生産するという取り組みを普及、定着させているという。今後も実行していく予定でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他、この資料6に関連する事項でございますでしょうか。

もしないようであれば、少し先に進めさせていただきまして、また何かお気づきの点があれば、お戻りいただくということにしたいと思います。

資料7、環境と調和のとれた家畜・飼料生産活動規範の策定についてと、資料8でございますけれども、家畜改良増殖目標の検討状況、この2つの資料、また御説明に関連する事項について御議論いただければと思います。

番場委員、どうぞ。

番場委員 ふんの処理問題の関係で、希望というか、意見として述べさせていただきたいと思います。

特に豚や牛については今後、その辺の法に従って、どんどんやっていけると思うんですが、特に酪農の場合、北海道はある程度改善されるかと思いますが、本土におきましては、いわゆるコストの削減等で搾乳ロボットであるとか、そういうものがどんどん普及されるに伴い、1戸当たりの多頭化が進んできている。今まで飼養の場合はつなぎ等で飼っている場合は尿とふんが一応分かれておりましたので、ある程度のその辺の問題はなかったんですが、フリーストールで飼うようになりますと、ふんと尿がドロドロになった状態で処理に入るということになり、法規制上それを外に置いて雨である程度希釈するというわけにもいきませんので、どうしてもそのまま処理をしてしまう。

だから、表面上は非常にきれいな堆肥になるんですけども、どうしてもE Cが高くなってしまって、ちょっと余分にやりますと、発芽障害であるとか、その辺の問題がどうしても出やすくなるということで、今後これがどんどん進みますと、処理の段階で酪農の場合は問題が出てくるということで、我々の研究所の中でもいろいろやっているんですが、なかなかいい考えがないということで、特にこの辺を進める場合は、その辺をよく頭に入れて、どんどん研究を進めるとか、非常に難しい問題ですけども、それをしていけないと、いわゆる使いやすい堆肥ということから非常に後退してしまって、特に酪農の場合は量が多いわけですので、その辺の問題がどうしても出やすくなると思いますので、その辺を頭に置いてお願いをしたいなというふうに思っています。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今のE Cというのは……。

番場委員 電気伝導度、いわゆるカリとかそういうのが非常にたまってしまいまして、その辺が植物障害になりやすいということです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。

竹林委員、どうぞ。

竹林委員 質問を含めて数点申し上げたいと思っております。

この規範については、畜産生産全般が環境と調和した取り組みを進めなければ、国民的理解が得られないという状況の中で必要なものだと認識しております。

まずお伺いしたのは、この規範の行政的な位置付けといいですか、法的な位置付けといいですか、法律規定事項でないのは承知しておりますけれども、今後、どんな形で行政的に位置付けられていられるのか。

先程大野室長の御説明を聞きますと、例えばクロス・コンプライアンスのように、いろいろな畜産関係行政の1つの要件にもなってくる一面では重要な文書でもありますので、まずお聞きしたいと思います。

2点目は、これらの規範が実際に地域できちっと浸透していくためには、都道府県とか市町村段階の取り組みも必要かと思っておりますけれども、地方の役割についてどのような期待といいですか、国の考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

それから、先程提案された項目の内容を見ての感想です。環境問題では家畜ふん尿の問

題が当面の大きな課題だと思っております。これからは、管理ばかりでなくて、その利活用が次の段階として重要になってくると思っております。

具体的に申せば、農家の皆さんにも堆肥の腐熟化をきちんと進めてもらうとか、時期とか土壌によって散布の量が違ってきたり、農家の皆さんにとっては具体的な取り組みが求められてくると思っております。それはむしろ地域でさらにブレイクダウンして取り組むべき問題かもしれませんが、そこら辺についても、農家が取り組む指針という意味ではより重要になってくると考えています。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

山口委員。

山口委員 今の話に関連してなんですけれども、現場で実際にやっていることですね、それもベースになると思うんです。ですから、いろいろ書かれているけれども、実行可能ということの方が、コスト競争の中で新たな負担がふえるというのはなかなかきついなと思うんです。自らこれを示して、自縄自縛になってしまうということでは大変なことになる。ある程度の期間をもって……。

国民、消費者の側から、そういう理解というものがあっての生産ですので、そういったことは大切ですが、そこら辺のことをしっかり見据えてやらないと、格好つけてだけでは通らないんじゃないのかなと。よろしくお願いします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今委員、どうぞ。

今委員 これからの農業は環境を語らずして継続していけないということは、つい最近、私もデンマークに農業の視察ではなかったんですけども、行った折に、自然保護団体を研修しまして、農業者の意見を聞いてみましたところ、農業生産そのものが環境を壊しているという言い方をされました。

農業というものは物を作り出す産業なんだから、工業並みに先々のことまで処理してやるのが当たり前のことだということを聞かされて、目からうろこというわけじゃないんですけども、そんなすごい印象と、これからの日本の農業も必ずこうなってくるんだなという思いで帰ってきました。

そして、今日、またここで環境の話をバンバンとされまして、ちょっと気落ちするとか、これからどう頑張っていくか。やる気も出ますけれども、今のところ、まず法律ですね。女性の私にとっては勉強し始めてまだ間もないですので、どんな法律がかかわってくるのかということがわからないんですね。

家畜排せつ物法とか廃プラ法とかというのは言葉で最近、聞き始めましたけれども、これを見ていると、随分たくさんの法律がかかわってきているなということで、これは大変なことだと思うんですね、知らないでいるということは。農業というのは女性が頑張っていますので、その女性が勉強する場もないというと語弊がありますが、そういう人たちにわかりやすい一覧表とか、そんなものが出たらいいなと思いました。

それから、農業をやっているものとして、すべてが農業にかかわってきているなという思いがします。例えば家畜排せつ物法というのは、家畜排せつ物に関することは当たり前のことで、やらなければいけないと思っておりますけれども、廃プラの処理まではどうかな

といつも思っているんです。

例えばサイレージのラッピングは、労働力的には非常に優れたサイレージの方法で、私たちもその収穫にかかわらなくて済むぐらいに軽減されていますけれども、必ずシートで巻くわけです。その処理がかなりの量になってくるわけなんです。例えば農協などでも集めてやるんですけれども、当然お金もかかりますし、重量制ですので、濡らしたのでは重くなるので、またお金がかかる。それでは、それをどこへ始末してしまっておけばいいのかという、建物が必要になっちゃうんですね、結局。しまっておく倉庫ですね。

そういうことから考えると、農業分野でそこまでなくても、痛み分けじゃないですけども、少しは提供した側にそういうことがあってもいいのではないかと思うんですね。

私なんか、飼料の袋なんかは、飼料関係から輸入ものの乾草なんか大きくラッピングされてきますので、ラップされてきたビニールは引き取ってくれということ引き取ってもらっています。それと、飼料袋もなるべく使わないように、飼料を貯蔵するタンクを備えまして、トン単位とか、大きな単位で取るようにしているんです。それも規模が大きいからできますけれども、小さい農家では1つずつ袋に入ってくるわけです。その処理とか。

それと、サイレージのラッピングの資材も引き取ってくれということを行いましたところ、痛み分けだよということでも話しましたところ、あるメーカーでは、それも考えているということを行っています。ですから、国の方でも、全部が農家に来るんじゃないで、その辺は少し考えていただきたいと思いました。

それと、先程言いそびれましたけれども、食育の問題でも、私、栃木県なものですから、栃木県では食のサポーターとか、食育ボランティアとか、いろいろなものを提示してきていまして、私たちもやはり消費者交流は大事だということを知っていますので、私も食のサポーターにもなっていますし、食育ボランティアを募集されればボランティアとしても名前を挙げて活動しています。

そんな中でやっと見えてきたかなと思ったことが、この間あったものですから、食の安全推進懇話会というところに出させていただいて、消費者と生産者といろいろな団体の方々が入ってくる懇話会なんですけれども、そこで初めて消費者の皆さんから、ネットワークを組みましょうよということ言われました。

ボランティアを名乗り出たおかげで、うちの牧場にも入ってきていただいたり、耕種農家のところにも行ってやってみたら、農薬の台帳とかこんな分厚いものを作って管理しているとか、牛も耳標で最後まで統一されているのを私たちは理解していなかったということもちゃんとおっしゃっていますし、やっぱり交流することは大事なことだなと思いました。

そうやって一つ一つとってみたら、農業者って何て偉大なんだろうと自分自身思います。すべてのことに対応しようとしたら、できる人とできない人が出てきますし、そういうこともわかっていただきたいなと思います。

それと、私たちの地域でも今年度限りで酪農をやめるという方も出てきていますので、だんだんさびしくなるかな思いながらも、こういう会に出させていただいて発奮する材料もいただいていますので、感謝しています。ありがとうございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

近藤委員。

近藤委員　すごく不思議な感じですうっと聞いていたんですが、農業とか畜産というのは第2次、第3次産業ができる前からある産業で、かつては、そこに悪臭もごみも昔からずうっとあったわけですね。それがあって、今まで全然否定されずにずうっと来ていて、何か地球が汚れてきたから、それをきれいにしなさいと、昔からあって、それを受け入れられてきた産業にそれをこんなに強く要求するのかなということが、聞いていて非常に不思議で仕方がないんですね。

もちろん自分自身がもしそばにいたら臭うとか、汚いとか思うかもしれないけれども、地球環境をきれいにするために畜産の人たちもごみを処理しろというのは、他の工業生産と同じように要求されていいんだろうかというのは非常に気になるんですよ。非常に気になるんです。

それで、できることはやるんですけども、今おっしゃったように、食料の自給率とか、飼料の自給率とかいろいろ考えてきたときに、できませんという人はどんどん増えてくるわけですね。しかも、大規模のと小規模のがすごく分かれてきていて、大規模の方がやりましょう、やりましょうと、できてくるけれども、小規模の方ができない、できないとなってくると、その人たちはやめていただいて結構ですという話がどんどんできてきて、それで本当に日本の食料自給はいいんですかというのは、聞いていて、すごく不思議なんですよ。

それで、「消費者が求めている」「消費者が求めている」、確かにそうですけれども、清潔で臭わなければいいのか。それよりは、きちんと理由を説明して、安全性というものについて、昔はずうっと安全できたのに、ある日突然、ある起点から、こういうような畜産の汚れものは危険であるという考えになった。昔は、それで危険じゃなかったんでしょう。というところが、何の理由もなく、世の中そうだから、工業の排気汚染と同じように、畜産のごみも臭わなくしてくださいというのは、同じ次元で語られていいのかなと、例えば家畜排せつ物の悪臭問題、地球温暖化のところに持ってこられるのが、すごく気にするんですよ。

この辺、本当に消費者がどこまでできるのか、それから、こういうことがどんなレベルの、本当に畜産はやっていきたいという人たちが取り込めるのか、こういう規制とか法律が。コンプライアンスなんていうのを少人数でやっている畜産の人たちに持ち込まないでほしいと思うんです、企業の立場から。次元が違うでしょう。

そういうところをきちんと整理して話してほしいなと、私は今日聞いていてすごく不思議に感じました。

生源寺部会長　ありがとうございました。

このあたりで役所の方からお願いいたします。

大野畜産環境対策室長　まず、1番目の番場委員からの御指摘でございます。前の部会でも申しあげましたけれども、家畜排せつ物からできた堆肥の利活用の促進が重要課題だと思っております。

今年も耕種農家使いやすい堆肥マニュアルみたいなものを作成したいと思っています。それで、先程おっしゃられました自然流下式のふん尿混合物ですね、こういったものから

できた堆肥の解決になるかどうかというところは、まだわかりませんが、それを取っかかりにして、それをどんどん改善していくような形で、まだできておりませんが、新しい研究成果を踏まえて、どんどん使いやすい形になるように普及飼料を作っていきたいと思っております。

それから、竹林委員の御質問が3点ございました。まず規範の法的位置付けということでございます。法的位置付けとしては、これは事業の要件とすることによって初めて有効になってくる。別に省令でもございませんし、まだ、取り扱いについて決まっているわけではございませんが、クロス・コンプライアンスとして、要件にすることによって初めて実効性が担保されるというのでしょうか、そういう性格のものだと思っております。

規範の普及についての地方自治体の役割ということですが、事業の要件化することによって、明年度以降、可能なものから取り込んでいくというふうに御説明申し上げましたが、そういった事業の要件として使うことを考えておりますので、そういった事業、地方公共団体を通じて採択されることになるとお思いますので、そういった中で、規範の普及、そういったものを担っていただくということになるとお思います。

利活用が重要ということでございますけれども、どちらかという、先程説明申し上げました中の家畜生産活動の規範と作物生産活動の規範の2種類でございます。お手数ですが、資料7の20ページでございます。

先程詳細に説明すればよかったのかもしれませんが、作物生産の中で、土づくりという中で、例えば重要かつ基本的な取り組みの中で「たい肥の施用、稲わら・麦わらのすき込み、緑肥の栽培などによる土壌への有機物の供給」、原則として1年に1度とか、2の施肥のところでは黒い が2つあって、ピョンピョンとチェックマークしてありますけれども、そういう中に、堆肥などの有機物に含まれる肥料成分を考慮した施肥量の減量とか、こういった形で、還元される、出てくるものを使う方の作物生産の規範に、そういったことは盛り込むようにしています。

それで、先程の近藤委員のコンプラを導入するのかという御意見については、後程回答させていただきますけれども、それは別としまして、作物生産活動の懇談会を開いたときにも、まず第一歩をスタート切ることが大事だと。いろいろと盛り込むべきことはあるだろうと、例えば数値目標を入れたらどうかとか、そういうような御提案もあったようですが、まずはやろうと思えば、ほとんどの農業者の方が即実践できるようなレベルのものから始めていく、まずスタートを切ることが肝心だという御意見が強かったようでございます。

それから、山口委員から、現場がやっていることがベースで、負担にならないようにということで御意見がございました。実を申しますと、先程もチラリと酪農政策か何かのところから出たと思っておりますけれども、土地利用型酪農推進事業。これについては、既に家畜排泄物法の遵守というのが事業の要件になっておりまして、これから入れるというわけではございませんけれども、そういった既に取り組みが始まっている、導入しやすい事業から導入していくことによって、この規範の普及を図っていきたくと思っております。

それから、今委員の御発言の中で、デンマークに行ってショックを受けられたということでございましたけれども、デンマークでは硝酸性窒素が問題でして、日本は河川が多ございますけれども、デンマークは飲用水も地下水に頼っているということで、養豚や酪農

ですね、そういったものは、大規模化に伴って地下水汚染、ひいては硝酸中毒といった形で人間の健康への害が相当出てきたということで、かなり厳しいアクションプログラムをつくられてやられているという状況でございます。

一遍に短い時間であれこれ説明申し上げましたので、気落ちされたということでございますけれども、たくさんの方がわかりやすいようにという御意見でございました。

私どもは、この11月1日から本格施行されるに当たっては、パンフレットを15万枚、畜産農家の数プラスアルファぐらいの数を作って、施行の完全周知に取り組みました。こういった規範、こういうものができますというようなことは、わかりやすい解説を作って、広く配布させていただいて、また説明会もやらせていただいて、できるだけわかりやすいものにしていきたいと思っております。

それから、近藤委員のお話でございます。畜産は昔からあったということでございます。先程申し上げましたデンマークの例もそうございまして、デンマークももともと農業国で、農業に端を発しているわけですがけれども、畜産の規模拡大に伴って、そこから出る負の部分、環境に与える負の部分がどうしても許容の範囲を超えてしまうという状況になったときには、そのところは一定のルールを設けることが必要じゃないかなというふうに思っています。

もちろん私どもも農林水産省に入った人間として、後から来た方に文句を言われたくないとかいうのは気持ちとしてあるんですけれども、家畜排せつ物法が平成11年11月1日に施行されました背景というのは、規模拡大で、点として畜産が相当集中するところから適正に排せつ物が管理されていけばいいですけれども、野積みとか素掘りとかいった形で地下水に浸透していくとか、河川に流入していくとか、そういった弊害で硝酸中毒であるとか、あるいは、一時はやりましたクリプトスポリジムの問題とか、そういうやつの原因になっている部分があるということで、最低限のところ、ルールを引きたいということで家畜排せつ物法ができましたし、その延長として環境保全を図る上で最低限必要だし、取り組もうと思ったら即取り組めるということに限って、今回、規範の案を作成させていただいたということでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

岸委員。

岸委員 先程簡易対応のことをお伺いしたんですけれども、この規範を作って、クロス・コンプライアンスの要件化するということだと、簡易対応は、それでオーケーということになるんですか。それが1点ですね。

もう一点は、この規範をちゃんと守っていけば、WTO協定との関係は、どうなるのかということです。つまり、これを守って、その見返りでいるんな補給金を受けたりしますよね。それは必ずしもWTO協定で緑の政策というふうにならないですよね。

そうすると、これを守っていく方としてのメリットというんですか、それはどうするか。つまり、せっかく守っていくんだけど、WTOの交渉があるために結局、補給金は削られていっちゃう。そういう問題が起きてくるということになりますでしょうか。その辺、いかがですか。

僕はよく理解できてないような感じがするんですけど。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

向井委員。

向井委員 先程近藤委員がおっしゃったことですが、私もある意味で非常に矛盾を感じているわけですね。

1つは、環境問題が中心ですが、先にありました飼料の自給率の問題ですね、飼料自給率といいますか、それとのかかわりをもう少しうまく書き込めないのかなと。

と言いますのは、室長がおっしゃったように、大規模化ということで集中したふん尿等の問題が出てくるんでしょうけど、一方、日本にはない有機物が何百万トンと飼料の形で諸外国から入ってくる。それが、いわゆる堆肥という形で、野積みであろうと、どういう状態であろうと関係なしに、日本の土壌の中に蓄積されていく。これは将来的に非常に大きな問題になるだろうと思うんですね。

そういう意味で、飼料の自給率を高めるというのは、将来的な環境保全という意味でも非常に重要だろうと思うんですね。

ですから、先程どなたかおっしゃってましたけど、コンポーネントの話じゃなくて、自給率と環境というのは、こういう形でリンクしているよというようなものをひとつ書き込んでいただきたいというのが1つ。

それから、今回もキータムとして、消費者のニーズという表現が、それに適応するよという形でよく出てくるんです。私、先月まで肉用牛の改良増殖目標の設定に立ち会わせていただいたんですけれども、そのときに、基本的に消費者のニーズという形で、消費者は一体何を望んでいるのかと、いわゆる肥育期間を長くして肉質を向上させていくとか。それは消費者のニーズというものが、どなたのニーズかはっきりしませんが、それは実は今の環境なり飼料なりの問題とどういう形でかかわっているのかというような、消費者ニーズにすべて100%をブラックボックスにしてニーズ、ニーズと受け入れるんじゃないくて、その結果としては、ということが実はあるんですよというような1対1の対応こそ、何か書き込みがあってもいいのかなと。

一方で、今言われている環境の問題も消費者ニーズなり、そういうものとのかかわりが非常に強いわけですが、矛盾したニーズというものが同時に出てきた場合に、それに対するニーズというのはどういう反応なり結果をもたらしているということを少し因果関係を明らかにしたような表現がどこかにあってもいいんじゃないかなという、金科玉条のごとく消費者のニーズというものが一人歩きしているのは少し無責任な気がするということです。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

足立委員、どうぞ。

足立委員 今の御発言に関係してなんですけれども、消費者の一部身勝手なニーズも全面的に受け入れなければいけないのかというあたりが問題なんだと思うんです。

私は、ニーズ自身が環境や生産とのうまい調和が考えられるような消費者のニーズ、生活者のニーズというのを育てつつ、そのニーズを十分に果たしていけるような生産活動があると思います。

だから、食育という言葉に引き寄せた言い方すれば、本当に環境や生産と生活の調和がとれるような健全なニーズを育てるような、それを食とか農業や畜産の方から育てるような、そういう食育こそ必要なんであって、今御発言いただいたように、非常に短絡的なニーズをそのまま受け入れていく必要はないのではないのでしょうか。必要ないって、私、生活者の立場で発言しているはずなのに、そこにいろんな矛盾だとか、偏りがあるものをもっともっと積極的に育てていくという。

そういう意味では、消費者も生産者もみんな一緒になって環境と生産と生活の調和をつくり上げていくんだということがもっと全面にうたわれていいんじゃないかなというので、今の御発言に賛成です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

その他全体を通してでも結構でございますが、どうでしょうか。

岸委員。

岸委員 資料8についてよろしいですか。

生源寺部会長 どうぞ。

岸委員 家畜改良増殖目標をきちんと読んでないので申しわけないんですが、肉用牛研究会の委員の中に、あか牛関係の方が入っていらっしゃるし、岩手県の畜産協会の方も入っていらっしゃるね。ということは、この改良増殖目標の中には、あか牛とか、日本短角種の改良増殖目標も入るということですか。僕はよく読んでなくて恐縮なんですけど、その点を教えていただきたいと思います。

生源寺部会長 その他いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

なければ事務局から、もし必要であれば金井委員から補足をお願いしたいと思います。

大野畜産環境対策室長 岸委員の御質問で、簡易対応はオーケーかということでございますけれども、家畜排せつ物法の管理基準、簡易対応でもオーケーでございますので、簡易対応でも適切にやっていたら法を遵守したことになると考えております。

それから、WTOの関係は非常に難しゅうございますけれども、こういった規範を守るメリットというところから入りたいと思います。守るメリットは、大きなところは別として、国民の信頼を得られるとか、そういうところは別として、非常に実用的なメリットのところですけども、国の支援を受けるときの事業の要件に、こういうのをどんどん取り入れていきたいと思っておりますので、メリットとしては国の支援を受けられる。逆に言えば、環境規範を守らない方は、国の支援の対象には、これからだんだんなくなっていかない。もちろん一どきに導入するつもりはございませんけれども、そういうところがデメリットとしてあるんだろうと思っております。

それから、WTOの関係ですけども、WTOの緑の政策の環境直接支払いですけども、政府の定めた政策に従うことによって生じる追加的費用を見るのが環境直接支払いということなんですけれども、この環境規範は、まだそこまでのレベルではないと思っております。ほとんどの方が守れる。食料・農業・農村基本計画の本審の中間論点整理でも、規範というものは最低限、農業者が守るもの、守るべきものという位置付け。

それから、それを越えたモデル的な取り組みに支援をするという論点整理なされていたと思いますけれども、この環境配慮規範は、ハードルというわけじゃございませんけれど

も、第一のベースになるものでございます。

生源寺部会長 家畜増殖の方については……。

廣川生産技術室長 家畜改良増殖目標の肉用牛についてですが、日本短角種及び褐毛和種の両方とも検討して目標の中に入っております。

生源寺部会長 その他にいかがでございますか。

もしなければ、冒頭申し上げました終了予定の時刻も近づいておりますので、このあたりで議論を閉じたいと思います。

本日は、委員の皆様には貴重な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。事務局におかれましては、委員の皆さんの御意見を十分に踏まえて、今後の畜産企画部会の議論につなげていただきたいと思います。

閉 会

生源寺部会長 次回の畜産企画部会の日程について、お願いいたします。

清家畜産企画課長 次回の畜産企画部会でございますが、12月10日金曜日に開催したいと考えております。特に、その企画部会におきまして、8月9日のこの企画部会で御了承いただきましたけれども、価格等部会との合同の部会ということで開催いたしたいと考えています。酪肉近代化基本方針の御議論をいただくとともに、養豚養鶏問題懇談会の検討状況ですとか、肉用子牛補給金制度の乳用種の運用の話、研究会でございます、そういったことの御報告もさせていただきたいと考えております。

会場につきましては、今回はここではございません、別になります。三田の共用会議室になりますけれども、そこで開催したいと考えております。改めて日時、場所については委員の方々に御連絡させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり御熱心な議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

生源寺部会長 本日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。